平成２６年（フ）第４１号
新潟県上越市頸城区西福島1013番地10　ハイツセラード203号室、住民票上の住所新潟県妙高市東雲町６番２号
破産者　北川　貴士
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６号
長野県下伊那郡高森町下市田2980番地27
破産者　矢澤　民樹
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６１号
滋賀県東近江市中小路町659番地　レオパレス東近江205号室、開始決定時の住所滋賀県東近江市中小路町572番地８　八日市ハイツ６号103号室
破産者　北條　　務
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１８号
和歌山県新宮市蓬莱２丁目１番９号　市川美和子方
破産者　須川　康浩
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２２号
和歌山県新宮市三輪崎３丁目15番２号　促進住宅２号棟504号
破産者　岸野　初子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第４１号
岡山県美作市鯵288番地１、前住所東京都板橋区中台１丁目15番14号中台ヒルズ一丁目館104号
破産者　長家　克善
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１８１号
広島市安芸区瀬野５丁目７番10―103号
破産者　大年　教文
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
愛媛県新居浜市王子町３番212号、前住所愛媛県新居浜市西の土居町２丁目８番112号
破産者　杉野　　裕
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市北新町13番244号、前住所香川県高松市松縄町50番地11
破産者　赤松　明香
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８２号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳881番地
破産者　福島　俊幸
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
札幌市北区拓北６条３丁目７番12号
破産者　鵜川　千鶴
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３８号
札幌市西区発寒15条３丁目１番１―201号
破産者　秋山　健晴
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９３９号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―909号
破産者　中山　健一
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９号
仙台市太白区山田本町２番69号
破産者　齋　美和子
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
宮城県多賀城市伝上山３丁目30番14号　ロフティー伝上山Ｃ107
破産者　友杉　光枝（旧姓菅原）
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
茨城県北茨城市大津町北町780番地　メゾンソレーユＡ201
破産者　石貝　利博
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３７号
茨城県北茨城市大津町北町４丁目１番地２サニーヴィラＡ２―103
破産者　菊池　義光
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第５３号
群馬県太田市浜町53番18―Ａ１号、前住所群馬県太田市飯田町612番地　藤美台ハイツ301号
破産者　アラン・ド　リッチモンドこと　河田　圭介
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部